

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年11月21日から22年12月1日までの期間について、申立人は、船員保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格取得日に係る記録を21年11月21日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、360円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和20年10月10日から21年11月21日までの期間について、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を20年10月10日、資格喪失日に係る記録を21年11月21日とし、当該期間の標準報酬月額を20年10月から21年3月までは80円、同年4月から同年10月までは180円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月10日から22年12月1日まで

私は、A社の乗船命令に基づいて、昭和20年10月10日から複数の船舶に乗り組んでいたが、国の年金記録では、22年12月1日からの船員保険の加入記録しか無く、申立期間の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出されたB社（後のC社）の船員名簿によると、「昭和24年4月1日調査 勤務年数3年5月21日 A社退職金 ¥11,375.00」と記載されていることが確認できるところ、C社の関係団体は、「上記の勤務年数は、A社でのものであり、申立人の同社における勤務開始時期は20年10月10日で、申立人は、申立期間において同社に在籍していたと考えられる。」と回答している。

また、国土交通省から提出されたA社使用船一覧表によると、申立人が乗り組んでいたと記憶する船舶は、いずれも同社が管理していたことが確認できる。

さらに、申立期間は、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）が船員保険の被保険者とされていた期間である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 21 年 11 月 21 日から 22 年 12 月 1 日までの期間について、申立人は、「当該期間の頃は、D 社の E 丸等に乗船していた。」と主張しているところ、A 社（D 社）に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人の資格取得日の記載が無いが（資格喪失日は 28 年 5 月 24 日）、オンライン記録には、申立人の資格取得日が 22 年 12 月 1 日と記録されていることについて、事務センターは、「同名簿の備考欄に記載された標準報酬月額の変更日と思われる記載（22. 12. 1）を資格取得日として入力した可能性が高い。」と回答しており、保険出張所（当時）における不適切な記録管理がうかがえる。

また、申立人が自分より先に E 丸に乗船し、自分より早く下船したと記憶している元同僚は、年金裁定請求書によると、昭和 21 年 4 月 26 日から同年 12 月 1 日まで E 丸における船員保険の加入記録が確認できるところ、A 社（D 社）の被保険者名簿によると、申立人の前後の者の資格取得日は、それぞれ同年 3 月 11 日、同年 11 月 21 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社（D 社）における船員保険被保険者資格の取得日は、昭和 21 年 11 月 21 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A 社に係る被保険者名簿における申立人と同年代かつ同職種である被保険者の記録から、360 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和 20 年 10 月 10 日から 21 年 11 月 21 日までの期間について、申立人は、当該期間において A 社における船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社に係る被保険者名簿における申立人と同年代かつ同職種である被保険者の記録から、昭和 20 年 10 月から 21 年 3 月までは 80 円、同年 4 月から同年 10 月までは 180 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても保険出張所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該保険出張所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、保険出張所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和50年3月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和49年7月は4万8,000円、同年8月から50年2月までは6万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月1日から50年3月21日まで

私は、昭和47年3月から50年3月21日までA社B工場で継続して勤務していたが、国の年金記録では49年7月1日から50年3月21日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社C本社の回答及びD厚生年金基金に係る記録から判断すると、申立人が申立期間において同社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和49年7月1日にA社B工場で厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるが、同社C本社から提出されたD厚生年金基金に係る加入員番号払出簿等によると、申立人は、50年3月21日に同社同工場で資格を喪失していることが確認できる上、同社同本社は、「申立期間当時、同保険及び同基金の届出用紙は複写式であった。」と回答していることから、同基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所（当時）に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和50年3月21日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の記録から、昭和49年7月は4万8,000円、同年8月から50年2月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和 51 年 3 月から同年 7 月までは 7 万 2,000 円、同年 8 月は 5 万 6,000 円、同年 9 月から 52 年 2 月までは 8 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 8 万 6,000 円、同年 9 月から 53 年 8 月までは 9 万 2,000 円、同年 9 月から 54 年 3 月までは 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 1 日から 54 年 4 月 26 日まで
A 社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額と所持している給与支払明細書の額に相違がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和 51 年 3 月から同年 7 月までは 7 万 2,000 円、同年 8 月は 5 万 6,000 円、同年 9 月から 52 年 2 月までは 8 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 8 万 6,000 円、同年 9 月から 53 年 8 月までは 9 万 2,000 円、同年 9 月から 54 年 3 月までは 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しており、確認することはできないが、当時の給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年6月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月30日から同年6月6日まで

私のA社における資格喪失日は、平成7年5月30日とされているが、正しくは、同年6月6日である。このことは、同年6月の給与支給明細書や同年の源泉徴収票などからも確認できる。記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与支給明細書及び源泉徴収票の記録により、申立人は、A社に平成7年6月5日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び源泉徴収票の記録から確認できる保険料控除額から59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が残っておらず、不明であるとしているが、事業主が保管する労働者名簿において、申立人は、「平成7年5月29日退職」との記載が確認できる上、当該年月日は雇用保険の記録においても離職日となっていることから、事業主は離職日の翌日である同年5月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年3月まで

私が大学生であった昭和47年5月頃、母親が、A市で国民年金の加入手続を行い、20歳までの国民年金保険料を遡って納付し、51年3月まで両親の保険料と一緒に3か月ごとに納付してくれていた。同年11月の結婚の際、母親から、今後は自分自身で保険料を納付するように言われ、それまでの領収書と年金手帳を渡された。

私が所持する年金手帳には、昭和45年*月*日から被保険者であると記されているのに、申立期間が未納であるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった昭和47年5月頃、申立人の母親が、A市で国民年金の加入手続を行い、20歳までの国民年金保険料を遡って納付し、その後も保険料を定期的に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間は未納と記載されていることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

また、上記の国民年金の加入手続時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和45年*月*日と記載さ

れていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日を示すものであり、保険料納付の開始日を示すものではない。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から44年3月までの期間及び45年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から44年3月まで
② 昭和45年7月から55年3月まで

私は、昭和44年に結婚する前、A市内の兄の家に居住していた頃、役所から国民年金に加入するよう通知が来たので、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を集金人に納付していた。結婚後は、夫と自分の保険料を一緒に払ってきたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前に、A市B地区の申立人の兄の家に居住していた頃、国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年2月にA市B地区において申立人の婚姻前の姓で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同手帳記号番号払出簿の「保管区分」欄には「社保管理確認」と記載されていることから、申立期間の当時、申立人は不在被保険者として管理されていたものと推認される上、同手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び同区の国民年金被保険者名簿は無く、オンライン記録では欠番とされていることが確認できる。

また、申立期間①及び②について、申立人には、A市C地区において、上記とは別の国民年金手帳記号番号が昭和44年8月に申立人の婚姻後の姓で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同手帳記号番号に係る当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、同年4月から45

年6月までの国民年金保険料の納付記録が確認できるものの、申立期間は未納期間となっている上、「変更後の住所」欄にはD市の住所が45年12月5日付けで記入され、46年5月1日付けで不在確認の押印が確認でき、転居の際に住所変更の手続が行われていなかった結果、申立期間当時、申立人は不在被保険者として管理されていたものと推認できる。

さらに、申立人には、E市において、上記の二つとは別の国民年金手帳記号番号が昭和56年10月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同手帳記号番号に係る当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）にも、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録は見当たらない上、同台帳の昭和55年度欄には国民年金保険料を昭和57年11月に過年度納付している日付印が確認でき、欄外には、「300月」と記載し、摘要欄には催告の押印と共に、「+4」と記載されており、これは申立人の300月の年金受給権確保のために過年度納付が勧奨されたものと推認される。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年3月まで

私は、離婚に伴い、平成10年10月頃に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続をA市役所で行った際、申立期間の国民年金保険料の免除手続を行った。当時の担当者は、「今回は、年度途中のため、翌年3月まで6か月間の免除申請手続はできるが、次年度以降については、書類が届くので毎年手続を行うように。」と言われ、次年度以降についても手続を行ってきたが、申立期間は免除になっておらず未納とされていることに納得ができないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年10月頃に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続をA市役所で行い、申立期間については、国民年金保険料の免除手続を行ったと主張している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿では、申立期間は国民年金保険料の未納を示す空欄となっており、申立期間の保険料が免除されたことを示す記録は見当たらず、オンライン記録とも一致する。

また、申立人に対して平成11年6月10日付けで過年度納付書が発行されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間の国民年金保険料は未納であったものと推認され、このことについて、申立人は、「納付書が送付されてきたが、納付できないため、市役所で免除申請手続を行った。」としている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から59年3月までの期間及び60年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月から59年3月まで
② 昭和60年4月から62年3月まで

私は、昭和47年に厚生年金保険から国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間以前は国民年金保険料を納付していなかったが、55年12月からの勤務先は厚生年金保険ではなかったため、国民健康保険料とともに国民年金保険料を納付してきた。納付が不要だと思っていれば、納付済みとされている昭和59年度分を払うはずがないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に国民年金の加入手続を行い、55年12月から国民健康保険料とともに国民年金保険料を納付してきており、納付が不要とあれば、納付済みとなっている昭和59年度の保険料を納付するはずがないと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年1月にA市で払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人に係る国民年金の加入手続は56年11月頃に行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点において、55年12月から56年3月までは過年度保険料、同年4月から59年3月までは現年度保険料として納付することが可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、いずれの年度も保険料の未納を示す「00 00」と記録され、昭和56年度、57年度及び58年度の欄には、当時、申立人の国民年金被保険者記録を管理していたA市と社会保険事務所（当時）の納付記録が一致していることを示す照合印が確認できる。

また、申立期間②について、オンライン記録において当該期間に係る納付記録は見当たらず、申立人が婚姻により昭和 62 年 6 月に住所異動した B 市の国民年金被保険者名簿からも、申立期間②直前の昭和 59 年度に係る検認記録欄に「完納」の押印が確認できるものの、申立期間②の年度欄は未納を示す空欄であり、61 年度欄には記録照合を行ったことを示す照合印が確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人は、当該期間直後の昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を 63 年 6 月 28 日に過年度納付したことが申立人の所持する領収証書により確認できるところ、当該日において、申立期間②のうち、61 年 4 月から 62 年 3 月までは過年度納付が可能であるものの、申立人から申立期間に係る保険料を遡ってまとめて納付したとする主張は無い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月、同年6月及び同年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月及び同年6月
② 昭和55年10月から57年3月まで

私は、国民年金の加入及び保険料の納付について、具体的な記憶は無いが、昭和55年5月から56年8月まで社会保険の適用が無い事業所に勤務し、退職した同月に出国し、帰国した同年10月から57年3月までは複数の短期事務アルバイトをしていた状況で、申立期間①と②の間の3か月が納付済みの記録となっており、たぶん親に言われて当然のこととして納付し始めたのだと思うので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、具体的な記憶は無いが、両親に勧められて昭和55年5月から納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和57年9月27日に市民課又は出張所で受け付けたことを示す「57.9.27 住」の記載が確認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該手続時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間②について、上記加入手続時点において、当該期間は過年度納付が可能であるところ、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間②直前の昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料を57年10月に過年度納付した記録は確認できるものの、申立期間②を過年度納付した記録は見当たらず、上記A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①及び②は保険料の未納を示す空欄であり、58年11月に両者の納付記録を照合していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。

しかし、国民年金は、昭和56年5月の結婚を契機に市役所で加入手続きを行い、2年分の保険料を遡って一括納付しており、未納となっている年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年5月の婚姻を契機に国民年金の加入手続きを行い、2年分の国民年金保険料を遡って金融機関で一括納付したと主張している。

しかしながら、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間を過年度納付した記録は見当たらず、昭和54年度の欄に「57.2」と押印されており、同年度の国民年金保険料は未納として社会保険事務所（当時）から社会保険庁（当時）へ進達していることが確認できる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、備考欄に「社保台帳照合済」と押印されており、社会保険事務所の台帳と納付記録を照合していることが確認でき、同市のマスターチェックリストにおいても、申立期間の国民年金保険料は未納で一致している。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を一括して納付したとする主張以外に申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な記憶及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から55年8月まで

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、母親が行ってくれていたため、申立期間が未納となっていることに納付できない。

なお、申立期間の納付については、当時の集金人の手違いにより、母親の納付記録になっているが、母親が私の国民年金保険料として納付したものであるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付してくれており、申立人の母親が納付済みとされている期間のうち、申立期間については、申立人自身の記録であると主張している。

しかしながら、A県B市の国民年金被保険者台帳において、昭和49年3月までの国民年金保険料の納付記録は確認できるものの、申立期間を現年度納付した記録は見当たらない上、申立人の妻についても同年3月までの納付記録は確認できるものの、申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらず、77か月と長期にわたり、夫婦二人分の納付記録が欠落するとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る申立人自身の国民年金保険料の納付記録であるとする申立人の母親に係る保険料の納付記録は、その母親に係る保険料納付記録としてB市の国民年金被保険者台帳で管理されていることが確認でき、申立人の納付記録とみることができない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月、同年3月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月及び同年3月
② 昭和50年7月

申立期間①については、会社を退職後の昭和50年1月頃、A役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書によりB郵便局で納付した。

また、申立期間②については、結婚後の昭和51年3月29日に、C役所(当時)で再加入手続を行い、その場で50年8月から51年3月までの国民年金保険料を納付し、申立期間の保険料については、後日納付書が送付されてきたので、同年4月16日にD郵便局で納付した。

申立期間①については未納、申立期間②については未加入とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、昭和50年1月頃、A役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書により郵便局で納付し、申立期間②については、婚姻後の51年3月29日に、C役所で再加入手続を行い、後日、送付されてきた納付書で、同年4月16日に郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の被保険者の記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年3月末頃に行われたものと推認できる上、E市の国民年金収滞納一覧表においても、申立人は昭和50年度内における国民年金の新規加入者であることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記のE市の国民年金収滞納一覧表において、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳

(特殊台帳)の記録とも一致する。

さらに、申立期間②について、申立人は昭和51年4月16日付けのF郵便局の領収印のある50年7月分の領収証書(1,100円)を所持しているが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、当初、50年7月31日とされていたため、申立期間の国民年金保険料として上記の保険料を納付していることが確認できるもの、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年8月1日であることから、51年5月に申立人の資格取得日が50年8月1日に訂正されていることが確認できる。このことに伴い、申立期間は国民年金の未加入期間となり、当該保険料は、保険料額が同額である同年1月の保険料に充当されていることが確認できる。

加えて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が提出した申立期間②の国民年金保険料納付の領収証書のほかに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から56年3月まで

私の国民年金については、妻が昭和56年12月頃に、A市役所で夫婦二人分の加入手続きを行い、同市役所の担当者の説明を受けて、所持していた現金で申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したが、領収書は災害のため紛失した。申立期間について保険料を納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月頃、申立人の妻がA市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、A市役所の窓口において、遡って一括納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年1月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、その時点で申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、納付可能な過年度保険料についても、国庫金である同保険料は市区町村役場では納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表によると、国民年金手帳記号番号が払い出された上記の時点で、現年度納付が可能な昭和56年4月に遡って国民年金保険料を一括納付した記録が確認できるものの、申立期間の保険料が納付された記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録とも一致する。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月7日から41年3月5日まで

A社で勤務していた期間のうち、昭和40年10月7日から41年3月5日までは、同社に在籍しながら、B学校で講習を受けていたが、国の年金記録では、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B学校から提出された資料の写しにより、申立人は、昭和40年10月8日から41年3月4日まで同校に在学していたことが確認できるところ、A社は、「社命により、申立人を申立期間にB学校へ通学させていたと思われるが、当社と組合との申合せにより、同校在学中は、船員保険の被保険者資格を喪失させる取扱いをしていたと思う。また、資格喪失中は、船員保険料を控除していない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が同時期にB学校に在籍していたと記憶する元同僚は、申立人と同様に昭和40年10月に船員保険の被保険者資格を喪失し、41年3月に同資格を再度取得していることが確認できる。

さらに、申立人が所持する船員手帳によると、申立人は、昭和40年10月7日にA社を離職し、同年同月14日から41年3月4日まで失業保険金を受給していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。